平成２５年（フ）第１５９４号
神奈川県茅ヶ崎市萩園1086番地10
債務者　佐久間明治
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６４７号
神奈川県大和市西鶴間５丁目１番30号　パトリエ西鶴間Ｂ棟101号
債務者　井上　幸二
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７４２号
横浜市中区松影町２－７－24　ひかり館715号、前住所横浜市泉区岡津町1734番地　コーポ石川Ｂ105号
債務者　大森　　壮
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４４号
愛媛県喜多郡内子町内子4240番地
債務者　久保田義廣
1　決定年月日時　平成25年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午前11時30分
松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第６５２号
東京都西東京市田無町３丁目７番20―602号
債務者　並木　祐二
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６５３号
東京都西東京市田無町３丁目７番20―602号
債務者　並木末小子
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７５２号
東京都町田市中町３丁目18番８号エステートピアアダチ205
債務者　山口　涼太
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８４６号
東京都立川市高松町２丁目21番５号エトワール301号
債務者　片岡　　豊
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４４４号
静岡県浜松市中区早出町1151番地の17　サンハイツＢ202号室
債務者　中田　章子
1　決定年月日時　平成25年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４５３号
静岡県浜松市東区天王町1283番地の２　レオネクストグランジュテ201
債務者　都　　雅子
1　決定年月日時　平成25年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４６１号
静岡県袋井市川井61番地の１
債務者　西尾真裕子
1　決定年月日時　平成25年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４６６号
静岡県浜松市東区中里町263番地　マンションアルボ406号
債務者　勝又　咲子
1　決定年月日時　平成25年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結

平成２３年（フ）第１４６０号
埼玉県上尾市浅間台１丁目21番８号
破産者　サンベル工材株式会社
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３１６号
北九州市若松区東小石町12番８号
破産者　二島電気株式会社
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２５６８号
札幌市厚別区厚別東３条７丁目1938番地462
破産者　有限会社シュガーハウス
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４号
愛知県春日井市上条町３丁目34番地の４
破産者　株式会社アサヒ・トラック
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部